

JAPAN P&I NEWS

No.895-17/05/23

組合員各位

日本一改正 2006 年の海上の労働に関する条約(MLC)の発効について

我が国における 2014 年改正 MLC は、法改正手続き等の関係で受諾延期となっていました。改正船員法が 2017 年 4 月 21 日に公布され、国際労働機関(ILO)への受諾延期の取り下げの通告が行われ、5 月 18 日付で ILO に受理されました。

これにより、当該改正 MLC は ILO 受理日から 6 ヶ月後の 2017 年 11 月 18 日に日本国内で効力を生じ、改正船員法も同日付で施行となります。

以上

日本船主責任相互保険組合